

## 指標 2

## 全ての性別、年齢、環境をカバーする長期・継続的な予防活動

### (1) セーフティプロモーションの全体像

豊島区では、行政はもとより、地域活動団体などが、ほぼ全ての性別、年齢、環境をカバーしたセーフティプロモーション（安全向上 / 障害・事故予防）を実施しています。

下表は、2021年時点の予防活動の全貌を示したもので、各環境・年齢層における上段の数値は、活動の数を示しています。また、それぞれに代表的な活動を選んで次ページ以降で説明しています。各欄のアルファベットは、次ページ以降の個々の活動に対応しています。

表 3-1

		年齢層								全年齢を対象		障害者を対象		女性を対象	
		子ども 0_14歳		青年 15_24歳		成人 25_64歳		高齢者 65歳以上							
不慮の事故	住宅内	3	2	6	1	6	1	15	5			6	1		
		a		b		b		c				b			
	学校	18	11	1	1										
		d		e											
	職場					3	1								
						g									
	余暇・スポーツ	4	2	3	2	3	2	3	2	3	2				
g			h		h		j		h						
交通	27(5)	12	20	7	20	7	22	8	20	7	8	3			
	j		k		k		l		k		m				
その他 公共の場	9(1)	2	6(1)		6(1)		6(1)		6(1)		3(1)				
	n		n		n		n		n		o				
意図的要因	自殺	11(1)	10	10(1)	10	10	10	9(2)	9	8(1)	8	1(1)			
		p		q		q		r		m,q					
暴力・虐待	26(10)	17	13(1)	7	13	6	17(4)	8	7	5			3	1	
	s		t		t		u		t				v		
災害	20	13	20	13	20	13	23	16	20	13	3	3			
	w		w		w		x		w		x				
再掲を除く年齢層計		101	69	76	41	80	40	88	48	62	35	21	7	3	1

※1 各年齢層の活動数は、全年齢の数を加算しています。

※2 右欄の青数字は、地域活動団体等が単独又は行政と連携して実施している取組数を内数として記載しています。

※3 ()内の数字は複数の環境に対応する活動であるため、再掲の数を記載しています。

## (2) 主な予防活動

ここでは、代表的な活動を記載しています。全ての活動については、巻末の参考資料をご覧ください。

凡例 ①=対象者(物) ②=目的 ③=概要 ④=実施・関係者

### a 保護者向け健康教育

- ①乳幼児の保護者
- ②家庭内での乳幼児のけが・事故の予防
- ③保健所の母子保健事業、区民ひろば等での健康講座・情報提供、子ども関連施設・事業への情報提供（保育園への健康教育資材の提供等）を通じて、保護者に子どものけがや事故の実態、家の中の環境を整えるための具体的な対策、心肺蘇生法等を普及啓発し、行動の変容を促す。
- ④区民ひろば運営協議会、医師会、歯科医師会、民生児童委員、豊島区



### b 重度身体障害者等緊急通報システム

- ①重度の身体障害及び日常生活で注意を要する難病をもつ、一人暮らし等の区民
- ②住宅内での重度身体障害者等の安全確保
- ③病気や事故等による重度身体障害者等の緊急事態発生時に、東京消防庁に直接通報できる無線発報器を住宅内に設置し、連絡を受けた東京消防庁及び登録協力員が現地に急行する。
- ④登録協力員、東京消防庁、豊島区

### c 友愛見守り活動

- ①単身及び寝たきりの高齢者
- ②一人暮らし高齢者等の安全確保
- ③高齢者クラブに所属する元気な高齢者がチームを作って、会員の一人暮らし高齢者や寝たきり高齢者を定期的に訪問して、安否確認や話相手など暮らしの援助活動を行う。
- ④高齢者クラブ

### d PTAによる集団登下校

- ①登下校時の児童
- ②児童の登下校時の犯罪被害の防止などの安全確保
- ③朋有小学校では登校班をつくり、保護者が交代で当番となり、毎日、学校近くまで引率して、集団登校をする。駒込小学校では、年1回、PTAが実施主体となり、保護者が引率して集団下校する。
- ④PTA、豊島区



### e 薬物乱用防止推進活動

- ①小・中学校、高等学校の児童・生徒
- ②青少年の薬物被害の防止
- ③すべての区立小・中学校で年1回、学校教育として薬物乱用防止教室を実施し、薬物乱用に対する警戒心、抵抗感を培う教育を行う。中学生を対象としたポスター・標語の募集（東京都主催）、小・中・高等学校等での啓発活動、区内イベントでのキャンペーンを行い、覚せい剤等薬物乱用の危険性などについて、意識啓発する。
- ④薬物防止推進協議会、東京都、豊島区

#### f 全国安全週間・労働衛生週間事業

- ①区内事業所の従業者
- ②労働災害の防止
- ③全国安全週間及び全国労働衛生週間に合わせ、労働衛生に関する学識者や労働基準監督署職員等を講師として、講演や講座を開催する。
- ④産業協会、労働基準監督署、消防署、豊島区

#### g 公園・児童遊園遊具点検

- ①公園・児童遊園の利用者
- ②遊具利用者の事故防止
- ③職員へ遊具点検の講習会を年1回程度実施する。職員の公園パトロール時における目視点検や作動状況の確認、専門業者による点検も3年ごとに実施する。
- ④豊島区

#### h 体育施設職員の安全資格取得

- ①区立体育施設職員
- ②体育施設利用者のけがの重症化の防止
- ③体育施設職員を消防署の普通救命講習及びAED取扱講習に参加・受講させ、全員を東京消防庁発行の救命技能認定証の取得者とする。
- ④スポーツ施設事業者、消防署、豊島区

#### i スポーツ教室への講師派遣

- ①豊島体育館を利用する高齢者
- ②子どものスポーツ中の事故予防
- ③豊島体育館で実施する卓球・バレーボール・体操・バドミントン・バスケットボールの現場指導者を増員し、事故予防の見守りを強化する。
- ④NPO 法人日本健康運動士会、豊島区スポーツ推進委員協議会、特定非営利活動法人豊島区体育協会、豊島区

#### j スケアード・ストレイト授業

- ①区立中学校の生徒
- ②子どもの自転車事故の防止
- ③区立中学校で、スタントマンによる交通事故を目の前で再現して中学生に事故の衝撃や恐ろしさを体験してもらい、交通ルールとマナーを守ることの大切さを教える授業を3年間の在学期間中に必ず1度は行う。授業後、交通安全意識に関するアンケート調査を実施する。
- ④警察署、豊島区



#### k 交通安全講習会（兼運転者講習会）

- ①区民一般（ドライバー）
- ②交通安全知識の普及啓発による事故防止
- ③一般ドライバー及び参加希望の区民を対象に、春と秋の交通安全期間中に各1回、警察の担当者から交通安全の指導を実施する。
- ④区民ひろば運営協議会、警察署、豊島区

凡例 ①=対象者(物) ②=目的 ③=概要 ④=実施・関係者

### l 高齢者あんしん位置情報サービス利用料助成事業

- ①行方不明の恐れのある65歳以上の認知症高齢者
- ②認知症高齢者の事故予防
- ③行方不明の恐れのある65歳以上の認知症高齢者に、GPS等を活用した位置情報端末機を携帯していただくことにより行方不明となった高齢者の発見・保護を支援するサービスの利用料を助成する。
- ④豊島区

### m 駅ホームドアの設置

- ①駅のホーム
- ②視覚障害者等の安全確保、自殺予防
- ③ホームからの転落、列車との接触などを物理的に防ぐため、駅のプラットフォームの線路に面する部分に可動式の開口部(ドア)を設けた仕切りを設置する。
- ④鉄道事業者



### n 区民ひろばでのAED・救命救急講習会

- ①区民ひろば施設職員及び施設利用者
- ②区民ひろば施設内での傷病者の救命
- ③区民ひろば施設職員及び施設利用者が、消防署担当者からAEDの操作方法等の救急法(講義・実技)を学ぶ。
- ④区民ひろば運営協議会、豊島区



### o インシデントレポートの集約

- ①障害者施設職員
- ②障害者施設内のけが・事故予防
- ③毎日記載する業務日誌の中から、施設活動等で生じたヒヤリ・ハット事例の記載部分を抜き出した「インシデントレポート」を作成して、職員の共有情報として同様の事象を防止するための検討に役立てる。
- ④豊島区

### p 子ども専用電話相談

- ①小学・中学・高校生
- ②青少年の自殺防止
- ③子どもが直接に電話で悩みや訴えを相談できる専用のフリーダイヤルを開設し、臨床心理士や精神保健福祉士、教師、保育士などの資格をもつ専門職員が対応する。開設時間は、平日は午前9時から午後6時、土曜は午前9時から午後5時までとなっている。また、毎年、小学校4～6年生と中学生に相談カードを配付し、フリーダイヤルの周知を図っている。
- ④豊島区

### q うつ病等の受診支援(未治療・治療中断者)

- ①うつ病の未治療者または治療中断者
- ②自殺予防
- ③早期受診の重要性についての啓発、医療機関受診に抵抗のある方や家族からの相談を受ける専門相談の実施、高齢者で閉じこもりがちな人への支援を行う。
- ④医師会、都立精神保健福祉センター、保健所、豊島区

### r 見守りと支えあいネットワーク事業

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯で見守りを希望する者
- ② 高齢者の虐待及び孤立の防止、安全確保
- ③ 地域ボランティアが屋外からの見守りや直接訪問を行い、安否を確認する。また、協力事業者が契約者の生活状況に異変を感じた場合に高齢者総合相談センターに通報する。
- ④ 地域ボランティア、シルバー人材センター、協力事業者、豊島区

### s 児童への防犯ブザーの配布

- ① 区立小学校の新入生
- ② 児童の登下校時等における犯罪被害の防止
- ③ 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部から寄付受領した防犯ブザーを、区立小学校の新入生全員に配布する。
- ④ 東京都宅地建物取引業協会豊島区支部、豊島区



### t 安全・安心メール

- ① 区民一般
- ② 犯罪の防止
- ③ 犯罪発生情報や防犯対策等に関する情報を、登録者のパソコン、携帯電話にメール配信する。
- ④ 豊島区

### u 認知症・虐待専門対応事業

- ① 認知症高齢者及び要介護高齢者の介護に携わる家族、区職員・介護業務に従事する高齢者総合相談センター職員・民間事業所スタッフ等
- ② 高齢者の虐待防止
- ③ 支援困難ケースや虐待ケースの対応などに関して、弁護士・精神科医・臨床心理士等の専門家から助言を行う。
- ④ 民間介護事業者、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）、豊島区

### v 母子等緊急一時保護事業

- ① 子及び女性
- ② 母子及び女性の暴力からの保護
- ③ 配偶者などの暴力から緊急避難等が必要な母子及び女性を、公立又は民間の保護施設で一時的に保護する。
- ④ 民間保護施設、東京都女性相談センター、豊島区

### w 総合・合同防災訓練

- ① 区民全般
- ② 防災対策の習熟と防災行動力の向上
- ③ 区・防災関係機関・地域住民が合同して、地震発生時の対応、救援センターの開設・運営などの実践的訓練を年に延べ20回程度実施する。
- ④ 町会、障害者福祉協会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、自衛隊、消防署、警察署、豊島区 他



凡例 ①=対象者(物) ②=目的 ③=概要 ④=実施・関係者

x 民生・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」

- ①高齢者及び障害者
- ②災害時要援護者の避難時における被害防止
- ③民生委員・児童委員が地域で見守りが必要と思われる者を要援護者台帳に記載し、その情報を地図上に色分けした要援護者マップを作成して、それをもとに同地区の民生児童委員同士との情報交換、各地区民生児童委員協議会ごとに情報を集約し、福祉総務課との情報協定を締結し災害時に備えている。
- ④民生・児童委員、豊島区

